

1. 件名：新検査制度施行に向けた設置許可品証届出に係る事前聴取（1）

2. 日時：令和2年2月7日（金）10時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

実用炉審査部門

川崎安全管理調査官、正岡管理官補佐、義崎管理官補佐、照井安全審査官、
宮本安全審査官、桐原調整係長

専門検査部門

福永総括係長

事業者：

北海道電力株式会社 原子力安全・品質保証部長 他1名

東北電力株式会社 原子力品質保証室 兼 原子力部（品質保証担当） 課長

東京電力ホールディングス株式会社 原子力安全・統括部

品質・安全評価グループ 課長他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 品質保証グループ 副長他1名

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力品質保証チーム統括（課長）他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門

品質保証グループ マネジャー他4名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力品質保証グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 品質保証グループ 副長他1名

日本原子力発電株式会社 安全室 品質保証グループ 副長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 担当他1名

日本原燃株式会社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー他1名

5. 要旨

（1）事業者から、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第11号（以下「設置許可本文11号」という。）及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第11号（以下「設置許可添付11」という。）に係る記載方針について、令和2年2月4日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

- 設置許可本文11号の記載については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品管規則」という。）への適合性が確認できるように品管規則に定める内容について記載すること。

- 設置許可添付 1 1 の記載については、保安規定で新たに記載しようとしている内容も踏まえて、品管規則の解釈の取り込み等について再度考え方を説明すること。
 - 設置許可本文 1 1 号案について、品管規則の制定に伴い新たに事業者として対応することになった要求事項に対する具体的な活動の内容・実績を示すこと。
- (3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし